

東京都火災予防条例（抄） 昭和37年3月31日東京都条例第65号
平成12年10月13日第198号改正
出典 東京都総務局文書課監修『東京都条例集 第15巻』第一法規出版

第23条 次に掲げる場所で、消防総監が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 前各号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

5 第1項の消防総監の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

第67条の2 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

1 第23条第1項又は第5項の規定に違反した者

第68条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。